

交渉関係事務連絡第4号
2020年10月6日

支部書記長 各位

J P 労組信越地方本部
書記長 関川 武

「信頼回復に向けた業務運営」開始後の職場状況について

【関連情報】交渉関係事務連絡第3号（2020.9.29）

連日の活動、大変お疲れさまです。

さて、10月5日(月)より「信頼回復に向けた業務運営」が開始しました。

この活動は、全金融商品において、お客さま対応方針に沿った対応を実施していくことで、一刻も早くお客さまからの信頼回復をはかるために実施するものです。また、活動の開始にあたり、グループ各社からトップメッセージやグループ4社の社長による動画メッセージが配信されています。

地方本部では、事業存続に向けて「めざす姿」と「5つの約束」を、管理者を含む全社員が理解し、それを遵守した上で、本取り組みを行うことが重要であるとの考えからこの間、支社と管理者を含めたマネジメントについて協議を重ねてきた経過にあり、開始後の職場状況についても、共通認識をもって注視し、対応していくことを確認しました。

したがって、5日以降の職場状況等について、別添の報告用紙にて集約することとしますので、忙しい中ではありますが、金融・窓口事業に従事する組合員を中心に意見等を集約の上、地方本部までメールにて報告いただきますようお願いいたします。

記

1. 別添ファイル

「信頼回復に向けた業務運営」開始後の職場状況【報告用紙】

2. 報告期限

2020年10月26日(月)までに地方本部までメール報告

3. その他

報告いただいた意見等については、関連情報の「コンサルタント組合員意見集約対応状況」に追記の上、あらためてフィードバックすることとします。

以 上